

平成28年4月28日
自動車局安全政策課

軽井沢スキーバス事故を受けた集中監査の実施結果（速報）について

国土交通省では、軽井沢スキーバス事故を受け、緊急対策として貸切バス事業者を対象とした集中監査を実施しました。本年1月19日から3月中旬にかけて、全国において計310事業者を対象に集中監査を実施した結果、乗務時間等告示の遵守違反等の法令違反が確認されました。具体的には以下のとおりです。

1. 貸切バス事業者に対する集中監査の結果（速報）について

1月19日から3月中旬にかけて、国土交通省の監査官が抜き打ちで、全国計310事業者の事業所に立ち入り、監査を実施しました。過去の法令違反の状況等を参考に国土交通省が継続的に監視する必要があると考える貸切バス事業者を中心に、対象の事業者を選びました。

安全に関わる主な法令違反は、乗務時間等告示の遵守違反（60事業者、19.4%）、運転者の健康状態の把握違反（53事業者、17.1%）、適性診断の未受診（64事業者、20.6%）、適正な運賃・料金の收受違反（72事業者、23.2%）でした。詳細は添付資料（別紙）のとおりです。

2. 監査実施後の措置

集中監査において何らかの法令違反が確認された事業者（240事業者）に対し、監査実施日に改善指示書を交付しました。4月27日現在で、法令違反項目全てにおいて改善済みを確認できた事業者は122者、1.に記載した安全に関わる主な法令違反に対し改善着手中の事業者は32者であり、改善に着手していない事業者は86者でした。なお、一項目でも未改善の事業者に対しては、継続的に呼出監査等を行い、5月中旬までに全て改善するよう指示を出し徹底してまいります。

今後、行政手続法の所要の手続きを経て、厳正に行政処分を行います。

【問合せ先】

自動車局安全政策課 内山、勝亦

TEL：03-5253-8111（代表）内線41622, 41632

TEL：03-5253-8566（直通）FAX：03-5253-1636

集中監査の実施結果(速報)

主な違反項目別の状況

(1) 運転者の過労防止に関する措置が不適切

乗務時間等告示の遵守違反事業者数	
60	(19.4%)

※ 乗務時間等告示違反とは、拘束時間の超過、休息期間の不足、連続運転時間の超過等をいう。

※ ()内は、監査事業者に占める比率。以下同じ。

(2) 運転者の健康状態の把握が不適切

健康状態の把握違反事業者数	
53	(17.1%)

※ 健康状態の把握違反とは、定期健康診断や雇い入れ時の健康診断を受診させていなかったことをいう。

(3) 運転者に対する適性診断が未受診

適性診断(高齢、初任、事故惹起者)の未受診	
64	(20.6%)

(4) 適正な運賃・料金收受をしていなかった

適正な運賃・料金收受違反事業者数	
72	(23.2%)

(5) 運転者に対する特別な指導監督が不適切

高齢、初任、事故惹起者に対する特別な指導監督違反	
42	(13.5%)

(6) 点呼の実施が不適切

点呼実施違反事業者数	
62	(20.0%)

(7) 運行指示書の作成等が不適切

運行指示書の作成等違反事業者数	
96	(31.0%)

※ 何らかの法令違反を確認した事業者数 240(77.4%)